ご高齢の方の法律相談（弁護士 月岡 朗）

弁護士 月岡 朗

埼玉総合法律事務所では、月曜日から土曜日まで、事務所で法律相談を行っています。

相談内容としては、相続や借金の相談、売掛金の回収、会社の倒産、離婚、交通事故など、さまざまな相談が寄せられています。
このような事務所での法律相談ではなく，ご高齢の方や障害をお持ちの方を対象とした法律相談会が，久喜総合文化会館にて行われました。

この法律相談会は、埼葛北地区地域自立支援協議会との名称で、市と弁護士などの協力でご高齢の方や障害をお持ちの方に安心して生活してもらうために行われました。

法律相談会では、ご高齢の方や障害をお持ちの方のご家族がお見えになり、ご高齢の方の介護をしているが、今後いつまで面倒を看られるかわからない、どうしたらいいのだろうかという相談が寄せられました。

このような相談においては、第三者が本人の定期的な収入を把握し、その収入のなかで生活を支援する方法を検討します。具体的には、ご高齢の方の判断能力が十分でなければ、成年後見人を選任して、ご高齢の方の財産を適切に管理することも必要になります。生活の面では、ご家族で介護できないようであれば、施設との間で入所契約を締結することも考えなければなりません。

介護される人は他人でない家族ですが、介護する人にもそれぞれの生活があります。そのため、家族の介護を続けることも、介護を他人に任せることも大変な決断ではないかと思います。

ただ、市や弁護士も力になれるかもしれません。家族だけの辛さを地域全体で分け合うことを一緒に考えてみませんか。